

このフォームについて

年度の当初において必ず申請する必要がある加算項目について、申請するためのフォームです。

対象事業者は必ず締切までに申請を終えてください。

〆切を過ぎた場合、算定を認めないかまたは算定可能な日の後ろ倒しを求める場合があります。

(申請日時はこのフォームの管理者権限において確認が可能となっています。)

また、下の各設問に関係ない加算項目について、一緒に申請された場合も受理されません。

このフォームの各設問に関係ない各加算については、従来どおり紙での申請となりますのでご注意ください。

項目ID: 49

項目ID: 134

対象サービス	届出項目	令和8年度から算定する加算区分が	
		変わらない場合！	変わる場合！
生活介護	就労移行支援体制加算	フォームの以下設問に回答したうえで、 フォーム上で加算様式を提出すること。	フォームの以下設問に回答し、 フォーム上で加算様式を提出すること。
就労移行支援	就労定着率区分	フォームの以下設問に回答し終了。 フォーム上で加算様式を提出する必要はない。	
就労継続支援A型	スコア表		
	就労移行支援体制加算	フォームの以下設問に回答したうえで、 フォーム上で加算様式を提出すること。	
就労継続支援B型	平均工賃月額区分	フォームの以下設問に回答し終了。 フォーム上で加算様式を提出する必要はない。	
	目標工賃達成加算		
	就労移行支援体制加算	フォームの以下設問に回答したうえで、 フォーム上で加算様式を提出すること。	
就労定着支援	就労定着率区分	フォームの以下設問に回答し終了。 フォーム上で加算様式を提出する必要はない。	
共同生活援助	夜間支援体制加算		

加算区分が変わらない場合でも、加算様式以外の様式の提出を求める場合があります。

加算区分が変わらない場合でも、回答（送信）が必要です。

項目ID: 144

Q1. 事業所名をご入力ください。

項目ID: 2

必須

事業所名を正確に記入してください。 必須

発達支援キクの花

0 / 60000

項目ID: 48

事業所番号を入力してください。 必須

0 / 60000

Q2. 事業所のサービス種別を選択してください。（複数に該当する場合、該当するサービスすべてを選択してください。）

【重要】 もしサービスを間違えて選択し、以下の設問で入力を進めてしまった場合には、お手数ですが最初から入力をし直してください。 必須

項目ID: 47

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 10

項目ID: 50

- 1 : 生活介護 または 自立訓練
- 2 : 就労移行支援
- 3 : 就労継続支援A型
- 4 : 就労継続支援B型
- 5 : 就労定着支援
- 6 : 共同生活援助
- 10 : 1～6いずれにも該当しない

項目ID: 51

▲ Q1で10:「いずれにも該当しない」を選択した事業所様は、このフォームで報告することがありません。下の設問への回答は不要です。このフォーム画面では何も回答せず、そのまま画面を閉じてください。

項目ID: 19

令和8年度の届出は、今回が初めてですか。 必須

- 初めてである
- 一度このフォームで提出したが、内容を修正し再度提出し直したい

項目ID: 24

修正した箇所、内容を記載してください。 必須

0 / 60000

Q3. 申請書（このフォームで入力を担当した者）のご担当者氏名 必須

項目ID: 14

書類の不備があった際に確認できる担当者の氏名を記載してください。 必須

0 / 60000

項目ID: 31

担当者は代理申請者ですか。 必須

- はい = 代理で申請する行政書士等である
- いいえ = 法人ないし事業所に所属する職員である

項目ID: 32

代理申請者の肩書（法人名、お名前）を記載してください。 必須

〇〇事務所 行政書士△△太郎

0 / 60000

項目ID: 15

担当者の電話番号を記載してください。 ※担当者に直通できる番号をお願いします。 必須

0 / 60000

項目ID: 34

担当者のメールアドレスを記載してください。 ※担当者が常時確認できるアドレスをお願いします。 必須

メールアドレス 必須

メールアドレス (確認) 必須

0 / 128

0 / 128

Q4. Q1で「生活介護 または 自立訓練」を選択された事業所様へ

項目ID: 52

就労移行支援体制加算について、いずれかを選択してください。 必須

- 1
- 2
- 3

- 1 : 就労定着者数に変動があり、令和8年4月1日から算定する単位に変更がある
- 2 : 就労定着者数に変動がなく、令和8年4月1日から算定する単位に変更がない
- 3 : 就労移行支援体制加算を算定していない

項目ID: 53

Q5. 生活介護サービスまたは自立訓練サービスの「就労移行支援体制加算」の届出を提出してください。

届出に必要な書類は、すぐ下からダウンロードできます。

なおファイル形式はExcel,Word,PDFファイルのみ提出可能です。

それ以外のファイル形式は提出不可ですのでご注意ください。

zipファイルも不可です。

↓ 必須

項目ID: 16

別紙51-1を提出する 必須



就労移行支援体制加算の届出に必要な書類はこちらからダウンロードできます。

項目ID: 61

別紙51-1

Q6. Q1で「就労移行支援」を選択された事業所様へ

項目ID: 63

就労定着率区分について、いずれかを選択してください。 必須

- 1
- 2
- 3

1 : 就職後6月以上定着率に変動があり、令和8年4月1日から算定する単位に変更がある

2 : 就職後6月以上定着率に変動がなく、令和8年4月1日から算定する単位に変更がない

3 : 現在は経過措置の区分を適用中であり、令和8年度の途中から算定する単位を変更する予定がある →※この場合は別途、変更するタイミングで加算変更の申請を行ってください。このフォームで申請することはありません。

項目ID: 64

Q7. 就労移行支援サービスの「就労定着率区分」の届出を提出してください。

項目ID: 65

届出に必要な書類は、すぐ下からダウンロードできます。

なおファイル形式はExcel,Word,PDFファイルのみ提出可能です。

それ以外のファイル形式は提出不可ですのでご注意ください。

zipファイルも不可です。

↓ 必須

※※旧別紙43および別紙43別添を提出する ※「旧別紙43」と「旧別紙43別添」は同じ1つのExcelファイル
となっています。 必須



就労定着率区分の届出に必要な書類はこちらからダウンロードできます。

項目ID: 67

[旧別紙43および旧別紙43別添](#)

項目ID: 119

雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しは、事業所で保管すること。 必須

承知した

Q8. Q1で「就労継続支援A型」を選択された事業所様へ
就労移行支援体制加算について、いずれかを選択してください。 必須

項目ID: 125

- 1
 2
 3

- 1 : 就労定着者数に変動があり、令和8年4月1日から算定する単位に変更がある
2 : 就労定着者数に変動がなく、令和8年4月1日から算定する単位に変更がない
3 : 就労移行支援体制加算を算定していない

項目ID: 126

Q9. 就労継続支援A型の「就労移行支援体制加算」の届出を提出してください。
届出に必要な書類は、すぐ下からダウンロードできます。

項目ID: 127

なおファイル形式はExcel,Word,PDFファイルのみ提出可能です。
それ以外のファイル形式は提出不可ですのでご注意ください。
zipファイルも不可です。

↓ 必須

別紙51-2を提出する 必須



就労移行支援体制加算の届出に必要な書類はこちらからダウンロードできます。

項目ID: 133

[別紙51-2](#)

Q10. Q 1で「就労継続支援A型」を選択された事業所様へ

項目ID: 69

スコア表の評価点区分について、いずれかを選択してください。 必須

- 1
 2

1 : スコア表の評価点に変動があり、令和8年4月1日から算定する単位に変更がある 項目ID: 73

2 : スコア表の評価点に変動がなく、令和8年4月1日から算定する単位に変更がない

Q11. 就労継続支援A型サービスの「スコア表の評価区分」の届出を提出してください。

届出に必要な書類は、すぐ下からダウンロードできます。

なおファイル形式はExcel,Word,PDFファイルのみ提出可能です。

それ以外のファイル形式は提出不可ですのでご注意ください。

zipファイルも不可です。

↓ 必須

項目ID: 81

※旧別紙3 6および別紙3 6別添を提出する

※「別紙3 6」と「別紙3 6別添」は同じ1つのExcelファイルと

なっています。 必須



スコア表の評価区分の届出に必要な書類はこちらからダウンロードできます。

項目ID: 84

[旧別紙3 6および旧別紙3 6別添](#)

Q12. Q 1で「就労継続支援B型」を選択された事業所様へ

項目ID: 130

就労移行支援体制加算について、いずれかを選択してください。 必須

- 1
 2
 3

1 : 就労定着者数に変動があり、令和8年4月1日から算定する単位に変更がある 項目ID: 131

2 : 就労定着者数に変動がなく、令和8年4月1日から算定する単位に変更がない

3 : 就労移行支援体制加算を算定していない

Q13. 就労継続支援B型の「就労移行支援体制加算」の届出を提出してください。

項目ID: 132

届出に必要な書類は、すぐ下からダウンロードできます。

なおファイル形式はExcel,Word,PDFファイルのみ提出可能です。
それ以外のファイル形式は提出不可ですのでご注意ください。
zipファイルも不可です。

↓ 必須

別紙51-3 (R8年4月・5月分) を提出する ※「R8年4月・5月以降」シートと「R8.6月以降」シートは
同じファイル内にあります。 必須



項目ID: 129

別紙51-3 (R8.6月以降)を提出する ※「R8年4月・5月以降」シートと「R8.6月以降」シートは同じフ
ァイル内にあります。 必須



就労移行支援体制加算の届出に必要な書類はこちらからダウンロードできます。
別紙51-3

項目ID: 128

Q14. Q1で「就労継続支援B型」を選択された事業所様へ

項目ID: 70

就労継続支援B型の指定を受けた日にちを記入してください。 必須



項目ID: 94

該当するものを選択してください。 必須

- 1
- 2
- 3
- 4

- 1 : 令和5年4月以前に指定を受けた
- 2 : 令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた
- 3 : 令和5年11月～令和6年3月に指定を受けた
- 4 : 令和6年4月～令和8年4月に指定を受けた

ここでいう「指定を受けた」とは、「新規指定を受けた」ことである。「指定の更新を受け
た」ことではないので注意。

項目ID: 75

Q15. 「4 : 令和6年4月～令和8年4月に指定を受けた」を選択した事業所様へ

令和8年3月時点で算定していた平均工賃月額区分に比べ、令和8年4月から算定する区分は変更がありますか

項目ID: 145

- 1
- 2

1 : 変更がある

2 : 変更がない (新規で指定したばかりなので令和8年3月時点でまだ算定していない場合も含む)

項目ID: 146

Q16. Q10で「1 : 令和5年4月以前に指定を受けた」を選択された事業所様へ

平均工賃月額区分について選択してください。

下の図を見て、自事業所がどれに当てはまるかを確認してください。

<手順>

- ・令和6年3月時点で算定していた工賃区分を確認する
- ・令和6年4月時点で算定していた工賃区分を確認する

↓

・令和6年3月時点で算定していた工賃区分 と 令和6年4月時点で算定していた工賃区分を比較する 必須

項目ID: 88

- 1
- 2
- 3

項目ID: 99

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて ＜見直しの対象外となる場合①＞

別添資料①

①令和5年4月以前に指定を受けた事業所

令和5年4月以前に指定を受けた事業所は、「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。

①令和5年4月以前に指定を受けた場合

令和4年度	令和5年度												令和6年度												令和7年度		
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
パターンA		経過措置期間(区分A)												R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
		支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※																									
														▲ ▲													
パターンB		経過措置期間(区分B)												R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
														この2ヶ所の工賃区分を比較する													
														▲ ▲													
														この2ヶ所の工賃区分を比較する													

※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

- 1 : 令和6年3月時点で算定していた工賃区分 に対し、令和6年4月時点で算定していた工賃区分 が上がっている
- 2 : 令和6年3月時点で算定していた工賃区分 に対し、令和6年4月時点で算定していた工賃区分 が下がっている
- 3 : 令和6年3月時点で算定していた工賃区分 に対し、令和6年4月時点で算定していた工賃区分 が変わっていない

項目ID: 89

↑

- 令和6年3月時点の算定区分 < 令和6年4月時点の算定区分 ならば 1
 令和6年3月時点の算定区分 > 令和6年4月時点の算定区分 ならば 2
 令和6年3月時点の算定区分 = 令和6年4月時点の算定区分 ならば 3

Q17. 令和6年3月時点の算定区分を選択してください。 必須

項目ID: 111

- (一) 4万5千円以上
- (二) 3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 3万円以上3万5千円未満
- (四) 2万5千円以上3万円未満
- (五) 2万円以上2万5千円未満
- (六) 1万5千円以上2万円未満
- (七) 1万円以上1万5千円未満
- (八) 1万円未満

(九) なし (経過措置対象)

Q18. 令和6年4月時点の算定区分を選択してください。 必須

項目ID: 112

- (一) 4万5千円以上
- (二) 3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 3万円以上3万5千円未満
- (四) 2万5千円以上3万円未満
- (五) 2万円以上2万5千円未満
- (六) 1万5千円以上2万円未満
- (七) 1万円以上1万5千円未満
- (八) 1万円未満
- (九) なし (経過措置対象)

**貴事業所は、令和8年度の報酬改定により、基本報酬区分の見直しの対象となります。
令和8年6月以降に算定する区分を、次のいずれかに変更いただく必要があります。**

項目ID: 139

- (R8改定対象) (一) 4万8千円以上
- (R8改定対象) (A) 4万5千円以上4万8千円未満
- (R8改定対象) (二) 3万8千円以上4万5千円未満
- (R8改定対象) (B) 3万5千円以上3万8千円未満
- (R8改定対象) (三) 3万3千円以上3万5千円未満
- (R8改定対象) (C) 3万円以上3万3千円未満
- (R8改定対象) (四) 2万8千円以上3万円未満
- (R8改定対象) (D) 2万5千円以上2万8千円未満
- (R8改定対象) (五) 2万3千円以上2万5千円未満
- (R8改定対象) (E) 2万円以上2万3千円未満
- (R8改定対象) (六) 1万8千円以上2万円未満
- (R8改定対象) (F) 1万5千円以上1万8千円未満

Q19. Q10で「2：令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた」を選択された事業所様へ

平均工賃月額区分について選択してください。

手順

- ・下の図を確認し、自事業所が図のなかのどれに当てはまるかを確認してください。
- ・図の「この2ヶ所の工賃区分を比較する」とあるように、算定していた工賃区分を確認し、比較してください。

※なお図のなかの「経過措置」の区分とは、新規指定事業所が算定する平均工賃月額区分1万円未満の区分のことです。

↓

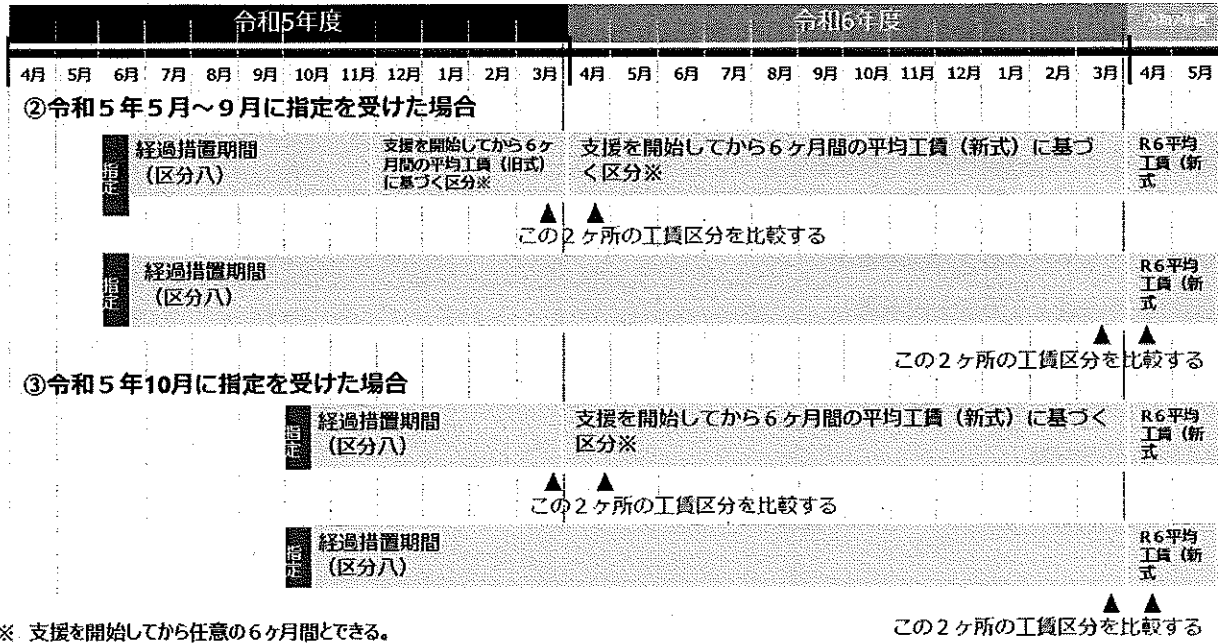
平均工賃月額区分について次の当てはまるものを選択してください。 必須

- 1
- 2
- 3

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて <見直しの対象外となる場合②>

別添資料①

②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所
 指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。
 (経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない(区分八)場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。)



平均工賃月額区分を比較した結果が次のどれに当てはまるか、選択してください。

- 1 : 変更前の算定区分 に対し、 変更後の算定区分 が上がっていた。
- 2 : 変更前の算定区分 に対し、 変更後の算定区分 が下がっていた。
- 3 : 変更前の算定区分 に対し、 変更後の算定区分 が変わっていなかった。

↑
 変更前の算定区分 < 変更後の算定区分 ならば1と回答
 変更前の算定区分 > 変更後の算定区分 ならば2と回答
 変更前の算定区分 = 変更後の算定区分 ならば3と回答

Q20. 変更前の算定区分を選択してください。 必須

- (一) 4万5千円以上
- (二) 3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 3万円以上3万5千円未満
- (四) 2万5千円以上3万円未満
- (五) 2万円以上2万5千円未満
- (六) 1万5千円以上2万円未満
- (七) 1万円以上1万5千円未満
- (八) 1万円未満
- (九) なし(経過措置対象)

Q21. 変更後の算定区分を選択してください。 必須

項目ID: 114

- (一) 4万5千円以上
- (二) 3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 3万円以上3万5千円未満
- (四) 2万5千円以上3万円未満
- (五) 2万円以上2万5千円未満
- (六) 1万5千円以上2万円未満
- (七) 1万円以上1万5千円未満
- (八) 1万円未満
- (九) なし(経過措置対象)

貴事業所は、令和8年度の報酬改定により、基本報酬区分の見直しの対象となります。
令和8年6月以降に算定する区分を、次のいずれかに変更いただく必要があります。

項目ID: 140

- (R8改定対象) (一) 4万8千円以上
- (R8改定対象) (A) 4万5千円以上4万8千円未満
- (R8改定対象) (二) 3万8千円以上4万5千円未満
- (R8改定対象) (B) 3万5千円以上3万8千円未満
- (R8改定対象) (三) 3万3千円以上3万5千円未満
- (R8改定対象) (C) 3万円以上3万3千円未満
- (R8改定対象) (四) 2万8千円以上3万円未満
- (R8改定対象) (D) 2万5千円以上2万8千円未満
- (R8改定対象) (五) 2万3千円以上2万5千円未満
- (R8改定対象) (E) 2万円以上2万3千円未満
- (R8改定対象) (六) 1万8千円以上2万円未満
- (R8改定対象) (F) 1万5千円以上1万8千円未満

Q22. Q10で「3: 令和5年11月~令和6年3月に指定を受けた」を選択された事業所様へ

平均工賃月額区分について選択してください。

手順

- ・下の図を確認し、自事業所が図のなかのどれに当てはまるかを確認してください。
- ・図の「この2ヶ所の工賃区分を比較する」とあるように、算定していた工賃区分を確認し、比較してください。

※なお図のなかの「経過措置」の区分とは、新規指定事業所が算定する平均工賃月額区分1万円未満の区分のことです。



平均工賃月額区分について次の当てはまるものを選択してください。 必須

項目ID: 96

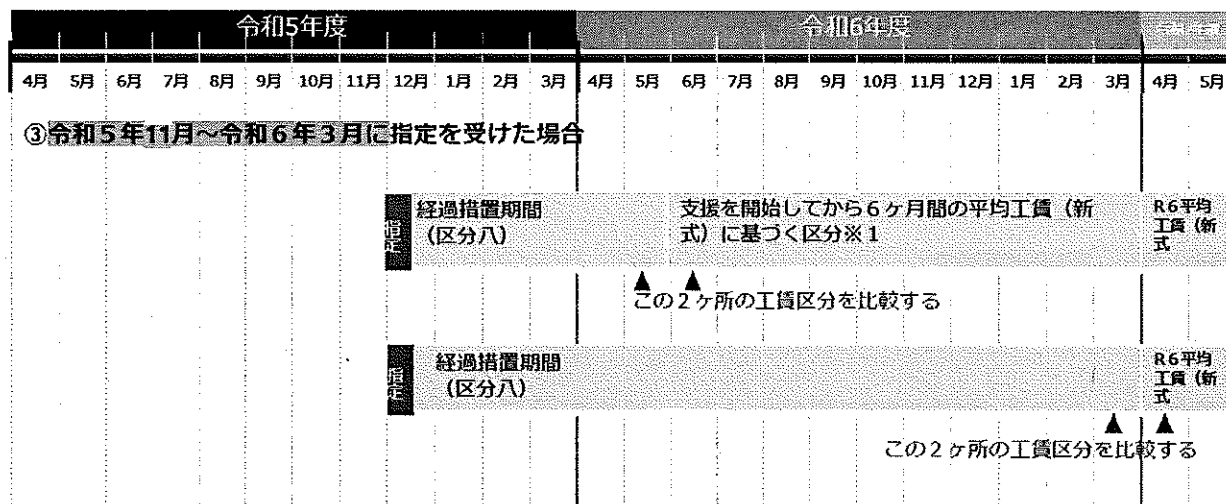
- 1
- 2
- 3

項目ID: 98

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて <見直しの対象外となる場合③>

別添資料①

②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所
指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。
(経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない(区分八)場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。)



- ※1 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。
- ※2 令和6年4月以降に指定を受けた場合、見直しの対象となる。

平均工賃月額区分を比較した結果が次のどれに当てはまるか、選択してください。

項目ID: 97

- 1 : 変更前の算定区分 に対し、 変更後の算定区分 が上がっていた。
- 2 : 変更前の算定区分 に対し、 変更後の算定区分 が下がっていた。
- 3 : 変更前の算定区分 に対し、 変更後の算定区分 が変わっていなかった。



- 変更前の算定区分 < 変更後の算定区分 ならば1と回答
- 変更前の算定区分 > 変更後の算定区分 ならば2と回答
- 変更前の算定区分 = 変更後の算定区分 ならば3と回答

Q23. 変更前の算定区分を選択してください。 必須

項目ID: 115

- (一) 4万5千円以上
- (二) 3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 3万円以上3万5千円未満
- (四) 2万5千円以上3万円未満
- (五) 2万円以上2万5千円未満
- (六) 1万5千円以上2万円未満
- (七) 1万円以上1万5千円未満
- (八) 1万円未満
- (九) なし (経過措置対象)

Q24. 変更後の算定区分を選択してください。 必須

項目ID: 116

- (一) 4万5千円以上
- (二) 3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 3万円以上3万5千円未満
- (四) 2万5千円以上3万円未満
- (五) 2万円以上2万5千円未満
- (六) 1万5千円以上2万円未満
- (七) 1万円以上1万5千円未満
- (八) 1万円未満
- (九) なし (経過措置対象)

貴事業所は、令和8年度の報酬改定により、基本報酬区分の見直しの対象となります。
令和8年6月以降に算定する区分を、次のいずれかに変更いただく必要があります。

項目ID: 141

- (R8改定対象) (一) 4万8千円以上
- (R8改定対象) (A) 4万5千円以上4万8千円未満
- (R8改定対象) (二) 3万8千円以上4万5千円未満
- (R8改定対象) (B) 3万5千円以上3万8千円未満
- (R8改定対象) (三) 3万3千円以上3万5千円未満
- (R8改定対象) (C) 3万円以上3万3千円未満
- (R8改定対象) (四) 2万8千円以上3万円未満
- (R8改定対象) (D) 2万5千円以上2万8千円未満
- (R8改定対象) (五) 2万3千円以上2万5千円未満
- (R8改定対象) (E) 2万円以上2万3千円未満
- (R8改定対象) (六) 1万8千円以上2万円未満
- (R8改定対象) (F) 1万5千円以上1万8千円未満

Q25. 令和8年4月時点の算定区分を選択してください。 必須

項目ID: 104

- 1

○ 2

項目ID: 105

- 1：工賃が1万5千円未満である
2：工賃が1万5千円以上である

※工賃区分が「1万円未満」「経過措置対象（1万円未満）」の場合は、1を選択してください。

※工賃区分が「2万円以上」「2万5千円以上」「3万円以上」「3万5千円以上」「4万5千円以上」の場合は、2を選択してください。

令和8年4月時点で「1. 工賃が1万5千円未満である」を選択した事業所様は、基本報酬区分の変更の対象外となります。

令和8年6月以降は以下の区分から算定することとなります。（4月時点での算定区分と同じ区分です）

項目ID: 142

- (七) 1万円以上1万5千円未満
(八) 1万円未満
(九) なし（経過措置対象）

Q26. 令和8年4月から算定する区分は、令和8年3月まで算定していた区分から変更になりますか。 必須

項目ID: 143

- はい
 いいえ

Q27. 令和8年度4月から算定する「平均工賃月額区分」の届出を提出してください。 項目ID: 100

届出に必要な書類は、すぐ下からダウンロードできます。

なおファイル形式はExcel,Word,PDFファイルのみ提出可能です。

それ以外のファイル形式は提出不可ですのでご注意ください。

zipファイルも不可です。

↓ 必須

別紙5-1を提出する 必須



平均工賃月額区分の届出に必要な書類はこちらからダウンロードできます。

項目ID: 85

[別紙5-1](#)

Q28. 工賃向上計画については、過去3年以内に市へ提出されたことがない場合は、提出してください。（3年以内に提出したことがあるのであれば提出は不要です。）

工賃向上計画を提出する



「工賃向上計画」について

下記の青く光っている、兵庫県ホームページ「工賃向上計画・平均工賃について」 をクリックして、兵庫県のホームページにアクセスしてください。

項目ID: 82

兵庫県ホームページ「工賃向上計画・平均工賃について」

兵庫県のホームページにアクセスしたら、

- ・同じページ内の「兵庫県工賃向上計画」を確認してください。
- ・同じページ内の厚生労働省策定の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』（令和6年3月一部改正）を確認してください。



- ・同じページ内の「提出様式【令和〇年度～令和〇年度工賃向上計画】」にて、工賃向上計画様式をダウンロードしてください。記入例を参考にしながら作成してください。

項目ID: 102

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて
参考：システム上の取扱い①

別添資料②の参考

システムにおける就労継続支援B型の基本報酬の算定区分は、令和8年6月算定分から、現行（左表）から、改正後（右表）へ切り替わる。

具体的には、以下のとおりとなる。

- ・現行で【（一）～（六）】と表示されていた区分は、【（R8改定対象外）（一）～（六）】の区分に自動で切り替わる
- ・現行の【（七）～（九）】の区分については、変更なし
- ・【（R8改定対象）（一）～（F）】の区分が新設される

現行		令和8年6月以降	
（一） 4万5千円以上	自動で切り替わる	（R8改定対象外）（一） 4万5千円以上	従前の区分
（二） 3万5千円以上4万5千円未満		（R8改定対象外）（二） 3万5千円以上4万5千円未満	
（三） 3万円以上3万5千円未満		（R8改定対象外）（三） 3万円以上3万5千円未満	
（四） 2万5千円以上3万円未満		（R8改定対象外）（四） 2万5千円以上3万円未満	
（五） 2万円以上2万5千円未満		（R8改定対象外）（五） 2万円以上2万5千円未満	
（六） 1万5千円以上2万円未満		（R8改定対象外）（六） 1万5千円以上2万円未満	
（七） 1万円以上1万5千円未満	変更無し	（七） 1万円以上1万5千円未満	改定なしの区分
（八） 1万円未満		（八） 1万円未満	
（九） なし（経過措置対象）		（九） なし（経過措置対象）	
	新設	（R8改定対象）（一） 4万8千円以上 （R8改定対象）（A） 4万5千円以上4万8千円未満 （R8改定対象）（二） 3万8千円以上4万5千円未満 （R8改定対象）（B） 3万5千円以上3万8千円未満 （R8改定対象）（三） 3万3千円以上3万5千円未満 （R8改定対象）（C） 3万円以上3万3千円未満 （R8改定対象）（四） 2万8千円以上3万円未満 （R8改定対象）（D） 2万5千円以上2万8千円未満 （R8改定対象）（五） 2万3千円以上2万5千円未満 （R8改定対象）（E） 2万円以上2万3千円未満 （R8改定対象）（六） 1万8千円以上2万円未満 （R8改定対象）（F） 1万5千円以上1万8千円未満	R8改定後の区分

項目ID: 103

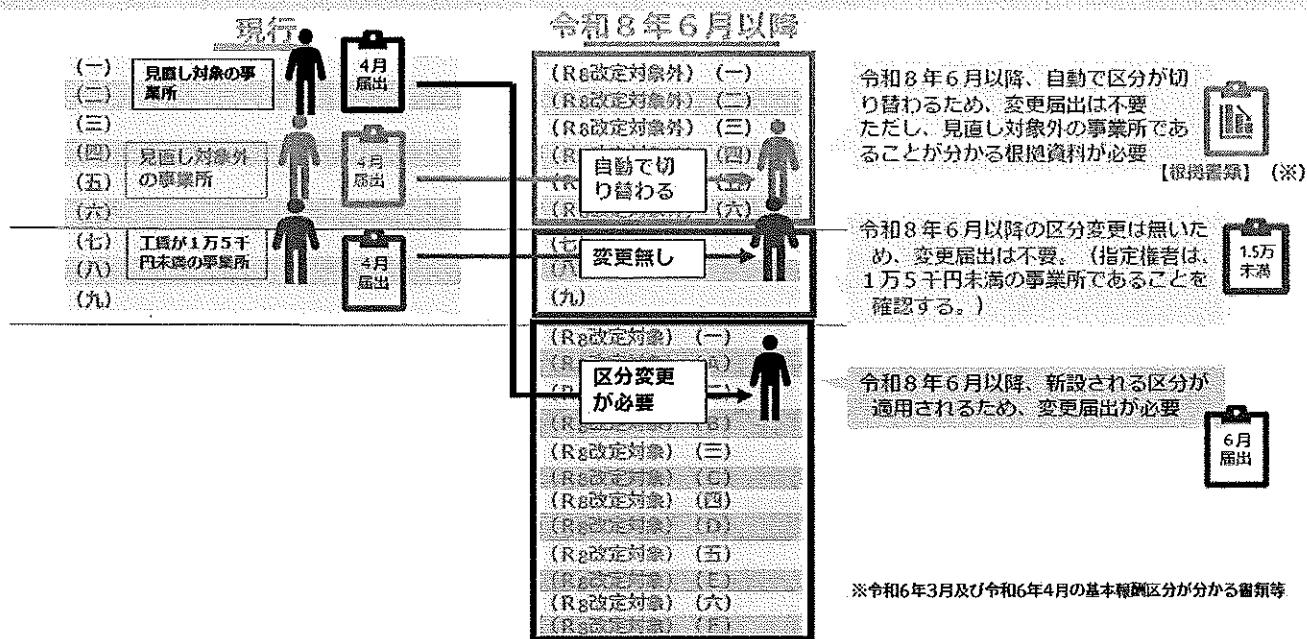
就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて

別添資料②の参考

※参考：システム上の取扱い②

システムの変更に伴い、

- ・見直し対象となる事業所は、令和8年6月以降は新設される区分が適用されるため、区分変更の届出が必要となる。
- ・見直し対象外となる事業所は、令和8年6月以降は基本報酬区分の表示が、自動的に「R8改定対象外」と記載された区分に切り替わるため、変更届出は不要。（指定指者は、見直し対象外の事業所であることが分かる根拠書類を確認する。）
- ・工賃が1万5千円未満の事業所は、令和8年6月以降は区分変更がないため、区分変更の届出は不要。（指定権者は1万5千円未満の事業所であることを確認する。）



厚生労働省から出されているQAを以下に示しますので、ご確認ください。

項目ID: 107

項目ID: 108

2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

(見直しの対象/対象外となる場合について)

問 27 令和5年度以降に開設した事業所(令和4年度の工賃支払実績がない事業所)は見直しの対象外となるか。

(答)

令和5年度以降に指定を受けた事業所は、令和4年度の工賃支払実績の有無にかかわらず、原則として見直しの対象となるが、令和5年度から令和6年度にかけて、区分が変わらない又は下がっている事業所については、見直しの対象外となる。

見直しの対象外となる場合について、詳細は別添資料①を確認されたい。

(見直しの対象/対象外となる場合について)

問 28 見直しにより区分が下がる事業者は、令和5年度中の生産活動自体が活発で、純粋に工賃支払額が上昇した事業所も対象となるのか。

(答)

令和5年度から令和6年度にかけて区分が上がっている事業所については、その要因に関わらず、原則として見直しの対象となる。

見直しの対象外となる場合について、詳細は別添資料①を確認されたい。

(指定権者における届出時の確認の流れについて)

問 29 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所は、見直しの適用対象外とあるが、これを自治体において判断するのか。

その場合、令和5年度と令和6年度の報酬算定区分を単純に比較して判断してよいか。

また、これらを判定する指標又はシステム設計等はあるか。

(答)

見直し対象に該当するかについて、システムでの対応は困難であり、事業者の自己申告により対応することとなる。

指定権者におかれては、事業所が正しく区分の変更の届出を行うことができるよう、今回の見直しについて周知いただきたい。(見直しの対象外となる場合について、詳細は別添資料①を確認されたい。)

加えて、別紙のとおり、変更の届出に係る様式例を示すので参考としていただき、指定権者において、事業者が自己申告した届出について、必要な確認を行うこと。

(指定権者における届出時の確認の流れについて)

問 30 令和8年6月に制度改正となった場合、見直しの適用となった事業者は令和8年4月15日までに令和7年度の実績に伴う届出を、令和8年6月15日までに改正後の区分の届出を行うのか。
また、どのように届出の内容を確認すればよいか。

(答)

(区分の届出について)

前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定については、前年度の実績等に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、令和7年度の実績に伴う届出は令和8年4月中に行い、就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しは令和8年6月施行となるため、当該見直しに係る届出は令和8年6月中に行うことを基本とする。

ただし、事業所・自治体における事務処理負担軽減のため、令和8年4月に、「令和8年4月・5月分」及び「令和8年6月以降分」の届出書を同時に提出させることとしても差し支えない。(手続きの流れについては、別添資料②を、届出の様式例については、別紙5を参考とされたい。)

(内容の確認について)

令和8年6月以降は、基本的には【R8改定後の基本報酬区分】(※1)が適用になるため、多くの事業所が【R8改定後の基本報酬区分】であると考えられる。

そのため、基本的には、事業所から、区分変更の届出書を提出させ、必要な確認をしていただきたい。

ただし、【改定なしの区分】(※2)である事業所については、令和8年6月以降も区分が変わらないため、区分変更の届出書の提出は不要である。(指定権者は、1万5千円未満の事業所であることを確認する。)

また、見直し対象外の事業所においては、【従前の区分】(※3)が引き続き適用されるため、区分変更の届出書の提出は不要である。代わりに、見直しの対象外であることが分かる根拠書類(※4)を提出させ、必要な確認を行うこと。

※1 R8改定後の区分

(R8改定対象)(一)	4万8千円以上
(R8改定対象)(A)	4万5千円以上4万8千円未満
(R8改定対象)(二)	3万8千円以上4万5千円未満
(R8改定対象)(B)	3万5千円以上3万8千円未満
(R8改定対象)(三)	3万3千円以上3万5千円未満
(R8改定対象)(C)	3万円以上3万3千円未満

(R8 改定対象) (四)	2万8千円以上3万円未満
(R8 改定対象) (D)	2万5千円以上2万8千円未満
(R8 改定対象) (五)	2万3千円以上2万5千円未満
(R8 改定対象) (E)	2万円以上2万3千円未満
(R8 改定対象) (六)	1万8千円以上2万円未満
(R8 改定対象) (F)	1万5千円以上1万8千円未満

※2 改定なしの区分

(七)	1万円以上1万5千円未満
(八)	1万円未満
(九)	なし(経過措置対象)

※3 従前の区分

(R8 改定対象外) (一)	4万5千円以上
(R8 改定対象外) (二)	3万5千円以上4万5千円未満
(R8 改定対象外) (三)	3万円以上3万5千円未満
(R8 改定対象外) (四)	2万5千円以上3万円未満
(R8 改定対象外) (五)	2万円以上2万5千円未満
(R8 改定対象外) (六)	1万5千円以上2万円未満

※4 根拠書類

令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類等

(指定権者における運営指導時など年度途中の確認の流れについて)
 問31 同一の平均工賃月額の場合であっても、見直しの対象となる事業所、対象とならない事業所が混在することになり、自治体の管理や運営指導時の負担が増大する。この点、容易に管理指導ができるような方法はあ
 るか。

(答)

確認の方法については、問30と同様であるので、別添資料③を参考に、必要な確認をしていただきたい。

Q29. 令和8年度6月から算定する就労継続支援B型サービスの「平均工賃月額区分」の届出を提出してください。

届出に必要な書類は、すぐ下からダウンロードできます。

なおファイル形式はExcel,Word,PDFファイルのみ提出可能です。

それ以外のファイル形式は提出不可ですのでご注意ください。

zipファイルも不可です。

↓ 必須

項目ID: 80

別紙5-2を提出する 必須



平均工賃月額区分の届出に必要な書類はこちらからダウンロードできます。

項目ID: 106

[別紙5-2](#)

Q30. Q1で「就労継続支援B型」を選択された事業所様へ

項目ID: 120

目標工賃達成加算について次のいずれかを選択してください。 必須

- 1
- 2
- 3
- 4

1 : 令和7年度は算定していなかったが、令和8年度は算定する

項目ID: 121

2 : 令和7年度に算定していて、令和8年度も算定する

3 : 令和7年度は算定していたが、令和8年度は算定しない

4 : 令和7年度に算定しておらず、令和8年度も算定しない

Q31. 就労継続支援B型サービスの「目標工賃達成加算」の届出を提出してください。 届出に必要な書類は、すぐ下からダウンロードできます。

項目ID: 122

なおファイル形式はExcel,Word,PDFファイルのみ提出可能です。

それ以外のファイル形式は提出不可ですのでご注意ください。

zipファイルも不可です。

↓ 必須

別紙33を提出する 必須



目標工賃達成加算の届出に必要な書類はこちらからダウンロードできます。

項目ID: 87

[別紙33](#)

Q32. Q1で「就労定着支援」を選択された事業所様へ

項目ID: 71

就労定着率区分について、いずれかを選択してください。 必須

- 1
- 2

- 1 : 就労定着率に変動があり、令和 8 年 4 月 1 日から算定する単位に変更がある
- 2 : 就労定着率に変動がなく、令和 8 年 4 月 1 日から算定する単位に変更がない

項目ID: 74

Q33. 就労定着支援サービスの「就労定着率区分」の届出を提出してください。
届出に必要な書類は、すぐ下からダウンロードできます。

項目ID: 79

なおファイル形式はExcel,Word,PDFファイルのみ提出可能です。
それ以外のファイル形式は提出不可ですのでご注意ください。
zipファイルも不可です。

↓

旧別紙 4 4 および別紙 4 4 別添 1 を提出する ※「別紙 4 4」と「別紙 4 4 別添 1」は同じ 1 つのExcelファイルと
なっています。



就労定着率区分の届出に必要な書類はこちらからダウンロードできます。
[別紙 4 4 および別紙 4 4 別添](#)

項目ID: 124

Q34. Q 1 で「共同生活援助」を選択された事業所様へ
夜間支援等体制加算について、いずれかを選択してください。 必須

項目ID: 72

- 1
- 2
- 3
- 4

- 1 : 夜間支援体制加算の対象利用者数に変動があり、令和 8 年 4 月 1 日から算定する単位に変更がある
- 2 : 夜間支援体制加算の対象利用者数に変動がなく、令和 8 年 4 月 1 日から算定する単位に変更がない
- 3 : 夜間支援体制加算の対象利用者数に変動はないが、1 人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の人数を変更するので、令和 8 年 4 月 1 日から算定する単位に変更がある
- 4 : 夜間支援体制加算を算定していない

項目ID: 77

Q35. 共同生活援助サービスの「夜間支援体制加算」の届出を提出してください。
届出に必要な書類は、すぐ下からダウンロードできます。

項目ID: 78

なおファイル形式はExcel,Word,PDFファイルのみ提出可能です。

それ以外のファイル形式は提出不可ですのでご注意ください。

zipファイルも不可です。

↓ 必須

別紙29-2を提出する 必須



夜間支援体制加算の届出に必要な書類はこちらからダウンロードできます。

項目ID: 86

別紙29-2

Q36. 加算届、加算届別紙（別紙1-1）を提出する

項目ID: 58

加算届、加算届別紙はすぐ下からダウンロードできます。

↓ 必須

加算届を提出する 必須



Q37. 加算届、加算届別紙（別紙1-1）を提出する

項目ID: 135

加算届、加算届別紙はすぐ下からダウンロードできます。

↓ 必須

加算届を提出する 必須



項目ID: 62

加算届別紙（別紙1-1）を提出する 必須



項目ID: 136

加算届別紙（別紙1-1）を提出する 必須



項目ID: 55

加算届

項目ID: 137

加算届

項目ID: 56

加算届別紙（別紙1-1）

項目ID: 138

Q38. 加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費等の返還や事業者の指定取消となる場合があります。 必須

項目ID: 30

確認した

フォーム内容に関する質問はこちら

項目ID: 117

下記質問フォームからご質問ください。

↓

本市への質問専用フォームです。

<https://logoform.jp/f/bTUKe>

※施設に関する苦情や通報等はこちらのフォームでの受付対象外となります。ご注意ください。

項目ID: 118

電話が混み合うため、電話での質問は承っておりません。 予めご了承ください。 必須

確認した

設問は以上です。

下部の「確認画面へ進む」をクリックし、次の画面に移ったら「送信」を押してください。

項目ID: 83